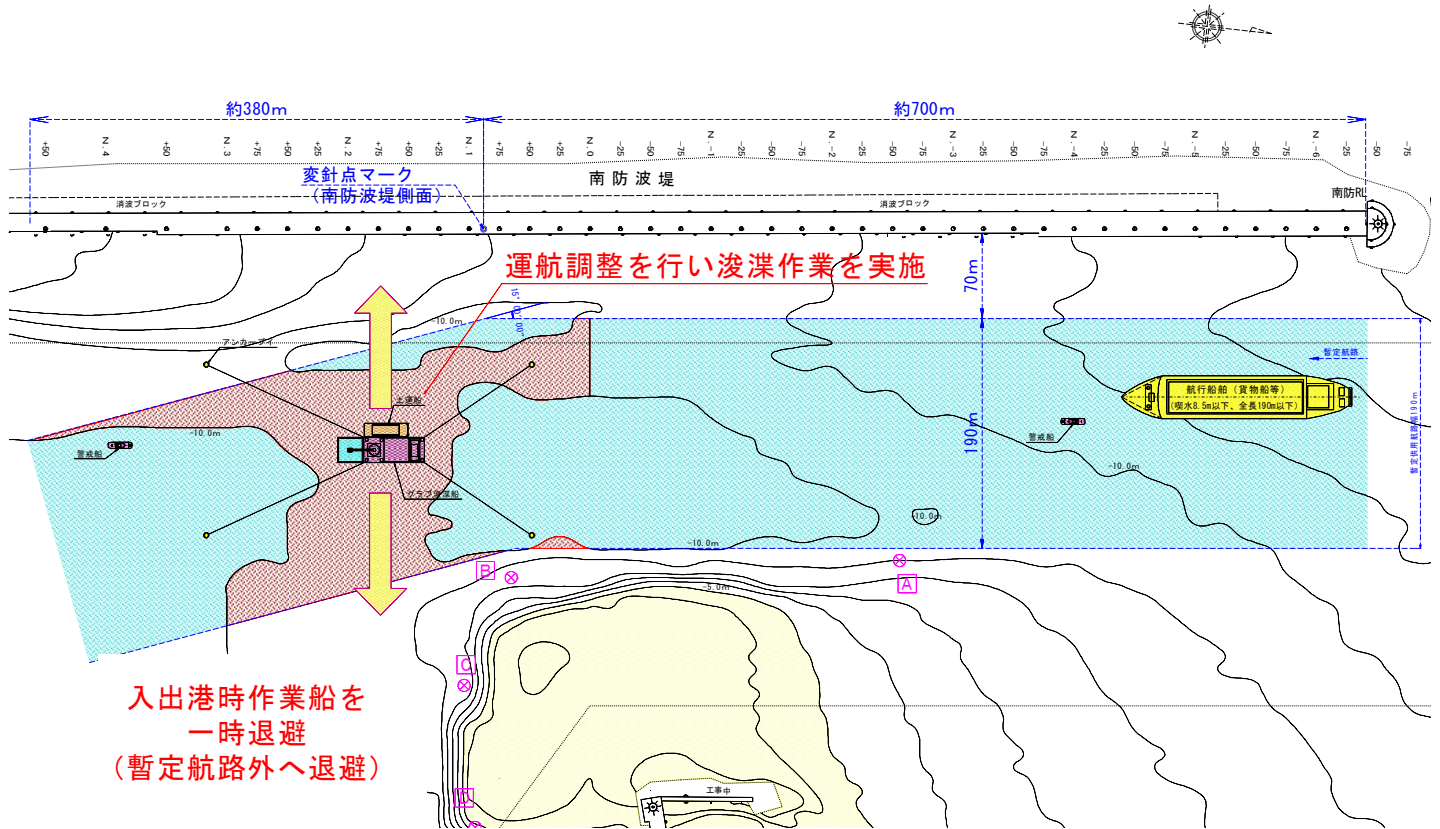


2019年4月27日

暫定航路図



船舶は船の喫水および全長に応じて以下のとおり航行して下さい。

(1) 喫水8.5m以下の船舶

全長190m以下: 暫定航路(水色ハッチ)を航行。

(注) 喫水8.5mを超える船舶、全長190mを超える船舶は、事前に協議が必要となりますので
港湾管理者に連絡願います。